

審 査 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
根 拠 条 項：第94条第6項
処 分 の 概 要：特例財団法人の定款の変更の認可
原権者（委任先）：都道府県知事
法 令 の 定 め： ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条の規定により適用される公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令第1条第1項（都道府県知事等による事務の処理）
審 査 基 準： 「特例民法法人の指導監督について」（平成20年11月11日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）により読み替えて適用される「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、別添のとおり）によるほか、次のとおりとする。 1 特例財団法人の公益事業遂行上、真にやむを得ないと認められる場合に限ること。 2 特例財団法人の設立趣旨及び同一性を失うおそれがない場合に限ること。 3 財産の寄附者の意思に反しないと認められる範囲内に限ること。
標 準 処 理 期 間：1月以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考： ・ 目的とする事業が複数の都道府県の区域にまたがる警察関係特例民法法人に係る申請については、警察庁において事務を取り扱う。